

鳥取県公安委員会告示第2号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定による指定を受けた財団法人暴力追放鳥取県民会議から、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づき名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益財団法人鳥取県暴力追放センター	鳥取市本町三丁目201	平成24年4月1日